次期「調布市障害者総合計画」の位置づけ

1 法律上の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。 現行の「調布市障害者総合計画」はこの3計画を一体化して策定しています。

| | 【根拠法】障害者基本法第 11 条第 3 項 | | | | | | | |
|---------|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 障害者計画 | 市の障害者施策全般に関する基本的な計画 | | | | | | | |
| | (計画期間:6年) | | | | | | | |
| 障害福祉計画 | 【根拠法】障害者総合支援法第88条*1第1項 | | | | | | | |
| | 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の | | | | | | | |
| | 確保に関する計画(計画期間:3年) | | | | | | | |
| 障害児福祉計画 | 【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 | | | | | | | |
| | 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する | | | | | | | |
| | 計画(計画期間:3年) | | | | | | | |

本委員会で検討する次期「調布市障害者総合計画」は、これらの3計画を一体として新たな計画 を定めるものです。

2 計画の期間

「障害者計画」部分については、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」部分については、令和6年度から令和8年度までの3年間*2とします。

| (年度) | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---------|------------|----|----|------------|----|----|------------|-------|----|----|-----|-----|
| 障害者計画 | 障害者計画 | | | | | | 障害者計画 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第5期障害福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画 | | | 第7期 | 阴障害福祉 | 計画 | | | |
| 障害児福祉計画 | 第1期障害児福祉計画 | | | 第2期障害児福祉計画 | | | 第3期障害児福祉計画 | | | | | |

令和8年度末には、「調布市障害者総合計画」の一部改定として、「障害福祉計画」及び「障害児福祉 計画」部分の改定を行うこととなります。

^{※1} 正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

^{※2 「}障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す基本指針(平成 18 年厚生労働省告 示第 395 号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」) のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。

3 他の計画との関係

「調布市障害者総合計画」は、市の基本計画や他の保健福祉関連計画等と整合性を図ります。

- 調布市基本計画(令和元~令和4年度)
- 市の他の保健福祉関連計画及びその他計画
- 東京都障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

■ 調布市の他の計画との関係イメージ図

